

要 望 書

令和6年8月23日

兵庫県市長会

令和6年8月23日

様

兵庫県市長会

会長 酒 井 隆 明

平素は、県下都市行財政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度第1回定例総会において採択されました各市要望事項を兵庫県市長会の要望書として提出いたします。

つきましては、いずれの事項も各市のかかえる重要な問題でありますので、兵庫県への要望事項については、これら実現のために特段のご配慮を賜りますとともに、国への要望事項についても、あらゆる機会に関係方面に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

要 望 項 目 一 覧

県要望	-----	3
1	地域医療の確保について -----	4
2	福祉医療費助成と他の公費負担医療との併用について -----	8
3	外国人住民の生活支援体制の強化について -----	9
4	区域区分の廃止等について -----	10
(新) 5	ため池事業の推進について -----	11
国県要望	-----	13
1	広域交通ネットワークとしての鉄道維持に向けた国及び県の主体的な関与について -	14
(新) 2	部活動地域移行の推進等について -----	16
3	国民健康保険制度の財政基盤の強化について -----	18
4	子どもの医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充について -	22
5	特別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置について -	23
6	児童虐待防止対策に係る支援措置の充実について -----	28
7	障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について -----	30
8	鳥獣被害対策について -----	31
9	公共交通の維持と利便性の向上について -----	33
10	下水道施設等の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保等について -	34
11	公立学校施設及び環境整備への財政支援について -----	36
<参 考>	国要望 -----	41
1	新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び経済・雇用、市民生活支援対策に係る 財政的措置等について -----	42
(新) 2	地方債制度の延長及び交付税措置の見直しについて -----	44
3	自治体のデジタル化に伴う財政支援等について -----	46
(新) 4	民生委員・児童委員制度のあり方にかかる検証の実施について -----	50
5	水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について -----	52
6	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの 仕入税額控除の継続適用について -----	55
7	道路整備財源の確保等について -----	57
(新) 8	国の財政負担による学校給食費の無償化について -----	59
(新) 9	公職選挙法等の改正について -----	60

県 要 望

1 地域医療の確保について

1 公立病院及びへき地診療所への支援について

- (1) 医師の地域偏在、診療科偏在等を解消するため地域医療に従事する医師の持続的・安定的な養成と、医師数の少ない圏域に立地する県立病院に手厚く医師を配置した上で、県立病院等からの医師派遣及び各自治体などの取組みに対する財政支援を要望する。特に、地域の実情を踏まえた公立病院の安定運営のための診療科別医師の配置や非常時における支援体制の仕組み構築などについて要望する。また、兵庫県養成医師制度による医師の派遣先に、医師確保が困難なへき地診療所を対象に加えることを要望する。
- (2) 兵庫県養成医師制度は医師不足地域であるへき地を支援する制度ではあるが、医師充足医療圏域においても深刻な医師不足となっている個々の中小病院は多数存在する。大病院と中小病院が役割分担（高度急性期機能と回復期機能の役割分担）して医療圏域における医療を守っていくためにも、当制度の医師派遣の指定条件を拡大し、深刻な医師不足となっている中小病院も派遣対象とすることを要望する。
- (3) 臨床研修医募集定員の配分については、各公立病院及び各医療圏域内において持続可能な医療提供体制を確保できるよう将来を見据えた決定となることを要望する。

2 小児一次救急体制維持のための小児科医師の確保について

小児科医師の安定的な確保及び小児一次救急体制への財政支援を要望する。

また、小児一次救急体制における支援として、子ども医療電話相談（＃8000）において、相談者の地域の小児夜間救急対応機関（輪番病院）を適宜案内するなど、電話対応体制をより一層充実させることを要望する。

小児科医師や小児救急の病院勤務医は都市部に集中し、県内における小児科医の偏在が顕著となっている。農村部の持続可能な小児一次救急体制の構築のため、県立病院における小児一次救急受入体制を要望する。

3 救急安心センター事業（＃7119）の全県展開について

神戸市内、芦屋市内及び姫路市内を対象地域として実施している、救急安心センター事業（＃7119）の全県展開の早期実現を要望する。

〔説明〕

1 公立病院及びへき地診療所への支援について

- (1) 平成16年度からの新医師臨床研修制度開始以降、研修医の減少や勤務医

の高齢化・退職等により地方の公立病院は深刻な医師不足の状況となり、診療科の縮小のみならず閉鎖を余儀なくされるなど、地域医療体制に大きな影響が出ている。

そのような状況における地域医療体制の維持のために、県による養成医の派遣及び各自治体や一部事務組合による医師確保に向けた取り組みを行っているところだが、依然、医師不足は解消されていない。

医師の地域偏在、診療科の偏在等を解消するために、持続的・安定的な地域医療に従事する医師の養成と、医師数の少ない圏域に立地する県立病院に手厚く医師を配置した上で、県立病院等からの医師の派遣及びその増員を要望するとともに、各自治体や一部事務組合における医師確保等の地域医療体制の維持のための取り組みに対する財政支援を要望する。

特に、公立八鹿病院においては産婦人科常勤医師1名の退職に伴い令和4年11月末で分娩を休止せざるを得ない事態となり、兵庫県の面積の4分の1を占める広大な但馬地域において、但馬こうのとり周産期医療センター1箇所だけでしか出産ができない状況であり、早期の分娩再開が求められている。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症等への対応についても、但馬地域の公立病院では呼吸器内科医の不足等から体制整備が充分でない場面もあった。これらのことから、地域の実情を踏まえた公立病院の安定運営のための診療科別医師の配置や非常時における人的な医療支援体制の仕組み構築などについて要望するものである。

また、県内には、多くのへき地診療所があり、今後、勤務医師の高齢化、地理的要因により、安定的・継続的な医師の確保が困難な診療所もある。

へき地診療所は、地域の一次診療所として、かかりつけ医が住民の健康を守る重要な役割を担っているため、医師確保の困難による無医地区の発生は避けるべきである。

現在は、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣等が行われている。

へき地診療所の存続には、診療所に常駐する医師が必要であるため、養成医の派遣先をへき地医療拠点病院だけでなく、へき地診療所も対象に加えることを要望する。

へき地診療所数：県内：46

(2) 地域医療構想の中では、同一医療圏域内で、それぞれの病院が強みとする医療機能を果たす「地域完結型医療」が提唱されており、地域医療構想を実現するためには、高度急性期機能だけではなく、超高齢化社会における医療需要に対し不足すると想定されている回復期機能の充実が不可欠である。高度急性期機能を担う大病院に医師は集中し、回復期を担う中小規模の病院は深刻な医師不足となっている状況では地域医療構想の実現は困難になると考えることから、当議案

を要望するものである。

(3) 各公立病院においては、医師の働き方改革と相まって医師の確保に大変苦慮しているところである。一方で、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、臨床研修医、専攻医、地域枠医師等の若手医師の確保に取り組むことが重要であると記載されている。このような状況において、臨床研修医募集定員の配分は公立病院機能及び各医療圏域の医療体制を将来にわたって確保する重要なファクターである。したがって、臨床研修医募集定員の配分については、県として将来をしっかりと見据えた決定となることを要望する。

2 小児一次救急体制維持のための小児科医師の確保について

少子化が深刻な状況の中、小児救急医療は重要な育児支援策である。

しかし、地方の小児一次救急体制は、小児科医の減少と高齢化により出務医師の確保が困難になっている。

例えば、淡路島内3市では、小児一次救急については、トリアージナース制度の導入により、以前問題となっていた「コンビニ受診」は大幅に改善しているが、3市のみで電話件数では効率性の課題があることから、子ども医療電話相談（#8000）から淡路島内のその日の小児夜間救急対応機関（輪番病院）を案内できるような機能を強化するなど、電話対応体制をより一層充実させることを要望する。また、「小児夜間救急診療」や「小児休日救急診療」は、小児科医の輪番体制で取り組んでいるものの、淡路島では、出務医師の確保については9割以上を島外の大学院生等の応援で担っている。小児一次救急体制をいつまで維持できるのか危機感を強く持たざるを得ない状況である。また、令和6年度からの「医師の働き方改革」導入に伴い勤務時間管理が重要となってくる。島外大学病院等に頼っている小児救急体制は非常に脆弱であり、事業を継続する上で医師の労務管理が困難となって崩壊の危機に直面しているところである。

さらに、県立病院は地方医療の中核であることは間違いがなく、医師を充実していただいているのは非常にありがたいことだが、それ故に人口に対する医師数が「少ない」とされている地域がある。県立病院以外では医師の高齢化が進み、近い将来に医師の不足が予見されている。そのような状況の中、県立病院抜きで小児一次救急体制を構築するには無理があり、大学病院等からの応援によりやっと成り立っているが、それも前述したように外部からの応援も見込めなくなるという現状である。

喫緊の課題として、農村部の持続可能な小児一次救急体制の構築に向け、小児科医が多い県立病院を拠点とした小児一次救急体制の構築を要望する。

また、そのために保健医療計画や医師確保計画の見直しが必要となるのであれ

ば、併せて計画の見直しを要望する。

3 救急安心センター事業（#7119）の全県展開について

救急要請者のうち、不搬送者も含めた軽症者の割合は、全体の約5割を占めており、救える命を確実に救うためには、救急車の適正利用を図る必要がある。

また、昨今、新型コロナウイルス感染症の影響による救急需要の急増に伴い、過去に例を見ない多くの搬送困難事例が発生しており、地域の救急医療体制の確保が喫緊の課題となっている。

姫路市では、医療機関の適切な受診を促すため、小児救急医療電話相談に加え、令和6年1月から救急安心センター事業（#7119）を開始した。

しかしながら、播磨姫路圏域で救急安心センター事業（#7119）を実施している市町は姫路市以外にはなく、救急医療体制の充実には、市域を超えた事業実施が必要と考える。

救急車の適正利用や救急医療体制の確保・円滑化のために、県内全域における同相談窓口の早期展開が不可欠である。

2 福祉医療費助成と他の公費負担医療との併用について

現在、兵庫県においては、福祉医療費助成と他の公費負担医療（指定難病など）との併用を認めていない。

そのため、従来から、指定難病など他の公費負担医療と重度障害者医療との重複など、特に支援が必要な方にも関わらず、福祉医療費助成が使えず、自己負担が増えてしまう状況が問題視されている。

都道府県で併用を認めていないのは兵庫県のみであり、また県下市町を見ても、34市町が償還払いによる方法で独自に併用を認めている。これらの状況に鑑み、兵庫県として、現物給付による福祉医療費助成との併用を早急に認めるよう要望する。

なお、実施にあたっては、独自に制度拡充をしている市町の意見も丁寧に聞きながら、併用を認める範囲や実施時期など、円滑な制度実施に向けて配慮するとともに、「指定難病など他の公費負担医療の申請および更新手続の徹底」、「医療機関等に対する福祉医療費助成の適正化の周知」を合わせて行うなど、福祉医療費助成の適正化に向けた取組みも、一層強化するよう要望する。

〔説明〕

兵庫県は従来から、福祉医療費助成を、「風邪やけがなど、他公費負担医療では助成できない医療費について、助成する制度」と位置付けている。そのため、指定難病や自立支援医療、小児慢性特定疾病など、他の公費負担医療の給付を受けられる場合は、福祉医療費助成は使えず、市民の費用負担が重くなっている。

都道府県の状況を見ると、兵庫県のみ何も実施できていない状況である。

また、県下市町の状況を見ると、市町独自の判断により、他の公費負担医療との併用を認めているところはあるが、兵庫県が併用を認めていないことから現物給付による対応ができず、すべて償還払いで対応している（こども医療は34市町、重度障害者医療は20市町で併用を実施）。

このような状況に鑑み、市民負担の軽減を図るためにも、現物給付による福祉医療費助成との併用を、早急に認めるよう要望する。

3 外国人住民の生活支援体制の強化について

在留資格「特定技能」創設以降、外国人労働者が増加しており、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれることから、外国人住民の生活支援体制について、次のとおり要望する。

- 1 外国人相談・交流センターについて、県民局・県民センター単位で設置するとともに、当該センターへの外国人支援員の配置や市への通訳の派遣体制など、支援体制の拡充を図ること。
- 2 子ども多文化共生サポーター派遣事業について、派遣期間を日本語指導が必要な外国人児童生徒等が学校生活に適應できるまで拡充するなど、児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図ること。

〔説明〕

平成31年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設されたことから、外国人労働者が増加しており、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれる。兵庫県でも、令和4年12月31日現在の在留外国人は123,125人となっており、「特定技能」創設前の平成30年12月31日現在と比較して約13,100人増加している。

外国人住民の生活支援体制については、現状においても、県単位での相談窓口の設置などに取り組まれているところであるが、県民局・県民センター単位での外国人相談・交流センターを設置して体制拡充を図るとともに、個々の事情に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、外国人支援員の配置や通訳の派遣体制の構築などを要望する。

また、外国人児童生徒に対する支援については、子ども多文化共生サポーター派遣事業による派遣期間を学校生活に適應できるまで拡充するなど、当該児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図るよう要望する。

4 区域区分の廃止等について

まちづくりにおける土地利用の課題を柔軟かつ迅速に解決できるようにするために、都市計画区域マスタープランの見直し等が進められており、兵庫県においても、市街化調整区域の土地利用に関して市町アンケート調査を行い、個別にヒアリングを実施し、線引きの見直しや規制緩和等について意見交換を行っているところであるが、線引きの廃止を望む地域・自治体については、都市計画区域の指定範囲の見直し及び線引きの廃止に関して、今後も引き続き、個別具体的、かつ、適時適切に進めるよう要望する。

あわせて、令和3年度に開催された土地利用推進検討会の結果を踏まえ、市町と連携し、農振農用地区域除外や農地転用許可にかかる手続を迅速化する取組を着実に推進していくよう要望する。

〔説明〕

提案市が所属する北播磨地域は、線引き都市計画区域である東播都市計画区域に位置付けられているが、沿岸部の東播磨地域と異なり、土地利用が厳しく制限されている市街化調整区域が過半の面積を占めている。市街化調整区域では、集落住民の日常生活に必要な日常販売店舗、農業関連施設、公共公益施設に加えて、地区計画や特別指定区域制度など土地利用規制の緩和手法が用意されてはいるものの、手続に膨大な時間と労力がかかるため産業振興や地域主体のまちづくりの実現に適時適切に対応することが難しいのが現状である。

また、提案市など北播磨地域においては、線引き制度が導入された当時と比べると、人口動向や建築実績件数が示すとおり市街化調整区域における開発圧力は弱くなっており、建築物の建築を目的とする無秩序な乱開発が繰り返される可能性は以前よりも低くなっていることから、線引き廃止をはじめ、土地利用規制の更なる緩和を含めた制限を設けない幅広い検討が必要であると考えられる。これについては、西播磨地域や中播磨地域北部も同様であると考えられる。

一方、姫路市以東沿岸部の都市計画区域は、交通利便性の優位性などから依然として開発圧力があり無秩序な開発が危惧される状況にあることから、線引き制度の維持を前提とした都市計画制度の活用検討が必要であると考えられる。

このように、地域・自治体が抱える課題は様々であることから、都市計画区域マスタープランの見直し等において、各々の課題解決に向けた土地利用方針に合った個別具体的かつ柔軟に都市計画区域の指定範囲の見直し（新たな都市計画区域の設定）を行い、規制緩和を望む地域・自治体については線引きの廃止を進めるよう要望する。

あわせて、企業等の進出ニーズに的確かつ迅速に対応し、地域における産業振興や市町主体のまちづくりを円滑に進められるよう、農振農用地区域除外や農地転用許可にかかる手続を迅速化する取組を着実に進めるよう要望する。

(新) 5 たため池事業の推進について

農業用ため池の定期点検が義務付けられ、ため池の危険度が明確になり、農業用ため池の改築及び廃止事業の地元負担金が不要となったことから農業用ため池の改築、廃止要望が増加している。「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」の執行期限である令和12年度までに要望箇所全てを事業実施するためには、多くの事業採択が必要である。このため、県においては財政的、人材的な配慮を行い、特別措置法の期間内に全てのため池の事業を実施する、もしくは国に対して特別措置法の期限延伸を早期に求めることを要望する。

〔説明〕

ため池の改築及び廃止工事については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」による国の財政支援があることにより、受益者負担が不要となっている。ただし、執行期限が令和3年からの10年間となっており、その間の執行が必要となっている。

執行期間内に事業を実施するために、市から多くの事業計画を県へ提出している。しかし、県から財政的、人材的な理由により、全ての事業を計画案のとおりに進めることはできないとして、事業実施計画の変更を求められているところであるが、事業実施計画を変更することにより、特別措置法の執行期間内に実施できない場合、地元負担金が発生することになり、地元負担分を誰が負担するのかという問題が生じる。

このことから、県として、財政的、人材的な確保を行い、執行期限内に全ての事業を実施する、もしくは国に対して特別措置法の期限延伸を早期に求めることを要望する。

国 県 要 望

1 広域交通ネットワークとしての鉄道維持に向けた国及び県の主体的な関与について

地域公共交通活性化再生法の改正法案が令和5年4月21日に可決・成立し、同年10月1日施行された。

ローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の日常生活、観光・交流による地域活性化、加えて災害時におけるリダンダンシー機能の確保に欠くことのできない鉄道を維持するため、県・沿線自治体は令和4年度に「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」及び「各路線ワーキングチーム会議」において議論を行い、将来を見据えた維持・利用促進策を取りまとめるとともに、この協議の枠組みを令和5年度も継続している。

県においては引き続き、鉄道ネットワークは地域の交通政策において必要不可欠であるとの認識に立ち、ローカル線の維持存続に向け、主体的な関与及び支援をするとともに、鉄道事業者をはじめ、沿線自治体や地域住民さらには鉄路で繋がる隣接府県等の関係者間で意見交換ができる体制を存続させるよう要望する。

また、赤字ローカル線を抱える市町だけで解決することが困難な問題（例えば、将来的な電化等に向けた鉄道設備の更新や車両の更新等）について、全国の先進事例等を基に低コストで利便性の向上が期待できる方策の調査・研究と支援を要望する。

さらに、国においては、JRローカル線の維持存続、利便性向上について主体的に関与するとともに、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設された「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本・沿線自治体へのより実効性のある支援制度の創設を要望する。

〔説明〕

JR西日本は、地域公共交通活性化再生法の改正法の施行を受け、大量輸送という鉄道の特性が十分に発揮できていないとする線区について、再構築協議会の設置を国に要請し、鉄路の存廃に関する議論を沿線自治体に求めていくことが想定される。

県・沿線自治体においては、沿線地域の実情・課題を踏まえた利用促進策等について、県が主体となって設置した「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」及び「各路線ワーキングチーム会議」において議論を行い、将来を見据えた維持・利用促進策を令和4年度に取りまとめ、その方向性に基づいた取組みを促進しているところである。

一方、国においては、国土交通省が令和4年2月14日に「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」を設置し、計5回の検討会を

経て「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」を取りまとめ、国・地方自治体・鉄道事業者の役割と責務を踏まえた上で、国の積極的・主体的な関与と支援の在り方について方向性を示した。

地方ローカル線のあり方をめぐる議論は、山間部・沿岸部の過疎地域の将来を左右する重要な問題であるだけでなく、観光需要の誘引による地方創生の推進や災害時におけるリダンダンシー機能の確保という観点からも全国規模の広域ネットワークとしての鉄道のあり方が問われる国家的課題である。今後も引き続き維持・利用促進に取り組んでいくにあたり、国に対してはJRローカル線の維持存続、利便性の向上や、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けたJR西日本への働きかけなどの積極的な関与や、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設された「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本に対する経営支援並びに沿線自治体へのより実効性のある支援制度の創設を求めるところである。また、引き続き県が主体となり県全体で広域的に議論を進め、一つの県だけで取り組むのではなく、鉄路で繋がる隣接府県、同様の課題を抱える全国の都道府県相互の連携の下、取り組んでいくことが重要である。

(新) 2 部活動地域移行の推進等について

部活動の円滑な地域移行にむけて、国においては、会費（保護者負担）や指導員の配置が現行の学校部活動と同水準となるよう必要な財政措置を講じるよう要望する。併せて、施設改修費や、指導者をはじめとする人件費、地域クラブ活動運営費など、地域移行に伴う環境整備に対する幅広い財政支援策の創設と予算の拡充を要望する。さらに、教員の働き方改革の観点から、地域移行後に生徒の指導を引き続き希望する教員が、勤務時間に含まずに参画できるよう、柔軟な制度を構築するとともに、早期実施に向け積極的な広報活動を展開することを要望する。

県においては、地域移行に伴う環境整備や地域指導者の確保に係る新たな経費への補助など地域移行を推進する県独自の支援制度を創設するとともに、人材バンクを通じた指導者の配置支援については市町に対する人的・制度的な面について格段の配慮を行うよう要望する。

また、地方都市においては地域部活動の受け皿としての組織・団体が不足しているため部活動の地域移行が難航することが予想されるが、中学校部活動指導員の配置は、そういう状況の下でも教職員の負担軽減に直結する有効な手段であると考えられることから、国に対しては指導員の配置拡充を要望するとともに、県に対しては県独自の支援制度の創設を要望する。

〔説 明〕

令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

また、教員の人材確保と働き方改革が必要とされる中、特に中学校においては時間外勤務の多くを部活動が占めている現状に鑑み、地域クラブ活動に必要な人材を確保しながら計画的な地域移行の推進が必要とされている。

中学校の部活動を円滑に地域クラブ活動へ移行するためには、良質な指導者を多数確保するための財源措置と制度構築が必要となるが、国は休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度を始期とする3か年を改革推進期間と位置付けて支援するとしているものの、内容は実証事業レベルにとどまっており、恒久性・実効性に欠けるものとなっている。また、都道府県は指導者を紹介する人材バンクの整備などの支援を行うこととされているが現時点で具体的な制度は示されていない状況である。

部活動の地域移行において、活動場所の確保も課題となる中、中学校施設は各

所属生徒の移動を必要としないため、大きな期待が寄せられているが、校舎等、学校施設の管理を教員が引き続き行うこととなり、教員の働き方改革の視点から望ましいものではなく、地域指導者等で管理出来てこそ、改革の効果が見込まれる。国において令和5年度から「地域における新たなスポーツ環境の構築等にかかる支援」として、公立中学校の整備・改修や指導者講習に対する補助金が創設されたが、地域での管理を実現するための設備整備をはじめ、学校施設の整備には多大な費用がかかり、全校を整備・改修するには数年かかることも想定される。また、広域的に行う地域クラブ活動を持続可能なものとするためには、スポーツ施設や公民館等の公共施設の活用も不可欠である。

以上のことから、施設の整備・改修にあたっては、休日の移行のみに限定せず、平日の移行や、広域での取組等、国の示す最終目標を見据えた整備計画等を立てた上で実施する必要がある。これらの整備には多大な費用を要することが想定され、市町だけでは財源の捻出が困難であるため、必要な財政支援を要望する。また、教員の代わりに指導する地域人材の活用に要する経費についても、新たな市町の負担とならないよう財政措置を講じるよう要望する。

部活動指導員の配置については、部活動を指導する教職員の負担軽減にとって有効な手段であるが、指導員の配置を拡大するには大きな財政負担が伴い、市単独事業として推進することは極めて難しい状況である。そこで、部活動指導員の配置拡充が推進されるよう、「中学校における部活動指導員の配置支援事業（地方スポーツ振興費補助金および文化芸術振興費補助金）」の拡大を要望するとともに、指導を希望する教員に対し勤務時間に含まずに参画できるようにするなど、国における柔軟な制度構築を要望する。また、県に対しては、県独自の財政支援制度の創設や人材バンクの整備など、部活動指導員の更なる拡充支援を要望する。

このように地域クラブ活動の構築には、数年単位での準備が必要となり、この間の機運醸成がクラブ設立後の活動にも大きく影響を及ぼすことから、積極的な広報活動の展開を要望する。

3 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について

- (1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、国の責任において、引き続き3,400億円の財政支援を確実に実施すること。
- (2) 市町保険者に過度の負担が生じないよう市町保険者の意見を十分に聴取し、新たな公費の投入など、国保の財政基盤を強化するための財政支援策を実施すること。
- (3) 国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。

2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について

- (1) 財政安定化支援事業を恒久化し、拡充すること。
- (2) 保険給付費等に対する国庫負担割合の引き上げなどの財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置を図ること。
- (3) 国民健康保険法に負担割合が明示されている県支出金等についても、国の責任において負担割合を引き上げ、同法に負担割合が明示されていない県支出金については、県の責任と負担において実効力のある措置を図ること。
- (4) 市町の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じること。
- (5) 保険者努力支援制度について、収納率向上における取組の実施状況に係る保険料（税）収納率の達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど、適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直しを行うこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式をやめること。
- (6) 特定健診、特定保健指導事業について、実態に即した基準額に見直すこと。また、市町が生活習慣病の発症リスクの早期発見に関して、地域の実態に合った事業を継続して実施できるよう、補助基準の対象となる検査項目を拡充すること。
さらに、人間ドック受診分を特定健診受診とみなす場合、特定健診項目の充足をもって補助対象に含められるようにすること。

3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について

- (1) 福祉施策のさらなる推進や国保財政基盤の確立を図る観点から、こども医療費助成に限らず、すべての医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の撤廃を行うこと。

(2) 減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、福祉医療波及分を基に算出している国民健康保険事業費補助金の計算方法の詳細を示した上で増額措置を行うこと。

4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について

子育て世帯の保険料負担軽減並びに他の医療保険制度との均衡を図るため、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の対象範囲を拡充すること。

〔説 明〕

【はじめに】

国民健康保険は、制度創設から60年という長期にわたり、我が国の国民皆保険制度の中核を担ってきた。しかしながら、その間に、高齢者や低所得者の加入割合が増加し、現在の国保財政は、その基盤が構造的に脆弱であるという問題を抱えている。そのような中、医療給付費は増加しており、国保財政は真に危機的な状況に直面しているといえる。こうした事態への対策として、市町保険者は、保険料（税）の引き上げや収納率の向上、医療費適正化などを図っているが、そうした市町保険者による取組だけでは限界があり、一般会計からの法定外繰入や繰上充用等でなんとか国保会計を運営しているのが実情である。

【1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について】

平成30年度から毎年3,400億円の公費拡充がなされているが、将来にわたる医療費の増嵩に対応できる財政基盤を確立し、国民皆保険制度を堅持するため、保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げ等、財政措置の拡充を要望する。

加えて、納付金算定までのスケジュールについては、予算編成や議会への説明にかかる期間を鑑みても、非常に厳しいスケジュールとなっており、これを毎年行うとなると職員への負担があまりに大きいため、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めることを要望する。

【2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について】

国保財政安定化支援事業は、保険者の責めに帰することができない事情、①被保険者に低所得者が多い。②高齢者が特に多いことによって、医療費が過大となっていることに着目して、一般会計から繰り入れられる経費であり、その地方負担に対し、地方交付税措置が講じられている。国保財政安定化支援事業の恒久化は、国民健康保険事業の安定化に資することから要望するものである。

県の負担は、保険基盤安定負担金、高額医療費負担金、特定健康診査等負担金、

県繰入金などがあり、国保会計におけるそれらの役割は大きいものであることから、国民健康保険法に負担割合が明示されている負担金等については、国の責任において、負担割合を引き上げることを要望し、国保法に負担割合が明示されていない国民健康保険事業費補助金については、県の責任において負担額を引き上げることを要望する。

市町の一般会計からの決算補填等を目的とする法定外繰入金及び繰上充用の新規増加分を確実に解消するため、財政措置について拡充を要望する。

保険者努力支援制度は、被保険者数の減少傾向が続く一方、低所得世帯の割合が増加しており、収納率の更なる向上を図ることは大変厳しい状況であるため、各市町保険者の実情も考慮し、市町規模の区分を細分化するとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われるよう制度の見直しを求める。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式について、被保険者の負担増につながりかねないため、やめるよう要望する。

特定健診、特定保健指導の実施に当たっては、国、都道府県が、基準単価のそれぞれ1/3の額を負担しているが、実際の健診委託単価が基準単価を大きく上回るため、受診率を向上させていくほど市町保険者の負担増を招き、その分を保険料として被保険者に負担させる状況となっている。実態に即した基準額に見直すとともに、市町保険者が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えることを要望する。

また市町保険者が人間ドック費用助成を行い、特定健診受診とみなす場合、取扱要領において特定健診のみの費用が不明確なものは補助対象としないとされていることから、特定の医療機関等と市が契約を締結するなどして費用を明示したもの以外は対象にならない。市町が受診できる医療機関等の選択肢を広めて受診率向上の取組みを進めると補助対象にならないものが発生し、市町保険者の負担増となる状況にある。健診項目の充足をもって補助対象に含められるよう要望する。

【3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について】

地方単独事業の医療費助成事業は、社会的・経済的に弱い立場にある人を対象とし、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にほぼ全ての自治体で実施しているが、現状において、当該事業による自己負担の軽減に伴う医療費増加分に対するペナルティとして、国庫負担金の減額が行われているところである。このことは、国が本来果たすべきである社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものである。

平成30年度には未就学児までを対象とする医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止され、また、令和5年度においては、政府の「こども未来戦略方針」

が閣議決定され、18歳未満のこども医療費助成に係る減額措置を廃止する方針が示されたことから、要望が実現しつつあると考えるが、地方自治体が実施する医療費助成は多岐にわたっており、これらを継続的に推進するとともに国保財政基盤の確立を図るためにも、全面的な減額措置の撤廃が確実に行われることを要望する。また、減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、納付金を算定するにあたり、地方単独事業の減額調整分が上乘せされている一方で、それを補填するため国民健康保険事業費補助金が控除されているが、その額について計算方法の詳細を示した上で、共同実施分の半額を助成すべく増額を要望する。

【4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について】

国民健康保険制度においては、他の医療保険制度とは異なり、世帯の被保険者一人ひとりに均等割保険料が賦課されるため、世帯に子どもが増えるごとに保険料（税）負担が増加する仕組みとなっている。この点について、他の医療保険との均衡を考慮して、子育て世帯の負担軽減を図るため、兵庫県下において、18歳以下の子どもの均等割に係る減免制度を導入している市があるなど、独自の取組を進める市町保険者が全国的に増加している。制度間の不均衡は、制度そのものによって調整されるべきものであることから、制度設計及びその財源を確保する権限を有する国の責任と負担において、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置について未就学児だけでなく、対象範囲を拡充されることを要望する。

4 子どもの医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充について

子育て世帯への支援策のひとつである、子どもに係る医療費助成制度について、次のとおり要望する。

国の責務として、所得制限を設けることなく、高校生世代までの全ての子どもを対象として、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

県においては、制度創設までの間、財政支援を拡充するとともに、創設のため国に提言を行うこと。

〔説 明〕

少子化対策は、現在の日本社会の大きな課題となっている。子育てしやすい社会の実現に向けた取り組みのひとつとして、子どもの医療に対する支援が各自治体で行われている。

しかし、自治体の財政事情等により全国レベルではもちろん、県内であっても助成適用の要件や助成範囲・程度が異なる状況となっている。

全国の子どもたちが必要な医療を公平に受診できるよう、国の責務として、所得制限を設けることなく、高校生世代までの全ての子どもを対象として、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することを要望する。

また、県においては、創設までの間、「こども医療費助成事業」を「乳幼児等医療費助成事業」と同様の制度とし、通院に係る自己負担額の1/3助成を1日800円上限まで助成する等の拡充を行うとともに、制度創設のための提言を国に引き続き行うことを要望する。

5 特別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置について

1 国への要望

- (1) 通常の学級に在籍するLD、ADHD等の特別な支援が必要な児童生徒への支援体制を充実し、学習上又は生活上の困難に対応するため、通級による指導担当教員の増員を要望する。
- (2) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の支援のため、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）などの十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育を一層充実させるため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を要望する。
- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

2 国及び県への要望

- (1) 誰一人取り残さないためのきめ細かな指導と学習環境を実現するとともに、教職員の働き方改革を持続的に進め、児童生徒にとって質の高い充実した教育環境を確保していくため、学習指導員とスクール・サポート・スタッフについて、全額国費及び県費による財政措置を講じた上で、全校に確実に配置することを要望する。
- (2) 不登校、いじめ、発達の課題、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く様々な課題は多様化、複雑化しており、心理的なストレスを抱えている子どもたちの心のケア等のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる追加配置を要望する。

3 県への要望

- (1) スクールバスや医療的ケア児に対応する車両の運行に係る経費並びに看護師及び介助員等を配置する経費、特別支援学校における教室不足の解消に係る経費の助成等、県において、特別支援学校の運営に対する必要な支援及び財源確保を要望する。
- (2) スクールカウンセラーの資質向上のため、県費スクールカウンセラーの勤務条件において、研修会（各市主催分を含む）への参加を可能にし、その報酬、交通費等の予算措置を要望する。

- (3) 医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師や准看護師の配置について、中山間地域の看護師等の人材が不足していることから、派遣やあつ旋などの広域的な仕組みづくりと看護師配置への協力体制を要望する。

〔説 明〕

1 国への要望

- (1) 通級による指導担当教員については、国において、平成29年度から10年かけて、漸次、加配定数の9割を基礎定数化することとしており、残りの1割については、へき地や通級による指導対象児童生徒の少ない障害種別への対応として、引き続き加配措置されるとのことである。

しかし、県下各市における通級による指導担当教員は、各市に配置されているものの通級による指導を必要としている全ての児童生徒に対応できる配置となっていないのが現状である。

学校現場においては、児童生徒の教育的ニーズに応じて「多様な学びの場」を整備することが喫緊の課題となっていることから、LD、ADHD等に対応する教員について、国においては通級による指導担当教員の基礎定数化を今後も確実に行うとともに、期間をさらに短縮されるよう要望する。

- (2) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒は特別支援学校だけでなく地域の小・中学校等や教育・保育施設においても増加傾向であり、看護師配置のニーズはより高まっている。また「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年に施行され、国が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明記された。これまで以上に、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）などの十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。

- (3) 特別支援教育コーディネーターについては、平成19年4月から各学校において校務分掌に明確に位置づけられた。また平成28年5月20日の教育再生実行会議第九次提言には、障害のある子どもたちに係る教育体制の充実についての提言が盛り込まれており、学校現場における特別支援教育コーディネーターの専任化の必要性が認められてきた。しかし、現行の義務標準法においては加配措置の規定がないことから、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーター全校配置は困難な状況である。そのため、義務標準法にその旨を盛り込む改正が図られることを要望する。

- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）については、特別支援教育の充実に向け、通常の学級で特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、学級担任と連携しながら指導・支援に当たるため、市単費により配置することで効果的な指導に努めている。配置に当たっては、支援の必要性、優先順位等

を予算の範囲内で検討しているが、支援を要する幼児児童生徒は年々増加傾向にあり、すべての園・学校や保護者の配置要望に応えるには無理がある。そのため、特別支援教育支援員（指導補助員）の増員に対する補助事業の創設や地方交付税の増額を要望する。

- (5) 夜間中学については義務教育未修了者などが授業を受ける場であるとともに、近年は外国籍の生徒が大きく増加するなど、生徒の状況が変化しているが、日本語の習熟度に応じた指導・支援を行うための教職員数は十分とは言えない。こうしたことから、夜間中学における日本語指導を含めた幅広い教育ニーズとカリキュラムに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

2 国及び県への要望

- (1) 令和2年度は、国や県の学習指導員配置事業に係る補助金を活用して、地域の教員OBや教員免許保有者などの幅広い人材を学習指導員として市内小中学校に配置し、きめ細かな学習指導を行うことができた。またスクール・サポート・スタッフについても、国の補助を活用し追加配置することで、教職員の業務負担を軽減することにより、教職員の本来業務である教育活動に専念できる体制の創出と学校における働き方改革をバランスよく推進することができた。

本補助事業による追加配置は令和2年度をもって終了し、令和3年度と令和4年度は兵庫県において各市町の全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校のうち1名分のみの補助となっている。令和5年度については、県の補助事業が拡充されることとなり、補助率が国・県合わせて1/3となったものの、全ての学校に配置するとなった際の各市町の財政負担は依然として大きい。

配置校においては教職員の負担軽減、子どもの学びの保障に注力できる時間確保など、効果が上がっており、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、学校や教職員が直面する多様化・複雑化した課題に対応し、きめ細かな学習指導や教職員の働き方改革を進め、児童生徒に対する質の高い充実した教育環境を確保するためには、全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校における学習指導員やスクール・サポート・スタッフの継続的な各校への配置が必要不可欠であるため、令和2年度と同様、全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校を対象に全額国費及び県費による財政措置を確実に講じることを要望する。

併せてこれまでは20時間／週であった配置時間数も令和5年度の補助要件として15時間／週と減じられており、大・中規模校では十分に対応

できておらず、有効活用がしづらい状況となっている。このことから各市町の状況に応じて柔軟な対応が可能となるよう制度設計の改善を要望する。

- (2) スクールカウンセラーについては、現在、拠点校に年間210時間の勤務となっている。しかし、この配置時間では多様化複雑化する児童生徒の心の問題へのケアや、教職員との連携に限界がある。児童生徒の心のケアの充実を実現するため、国においては補助事業の充実、県においては配置時間の増加及び増員を求める。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、現在、国のSSW活用事業により県内各教育事務所に配置されているとともに、県の「市町SSW配置補助」によって、経費の1/3の補助金を交付していただけたこととなった。しかし、学校や家庭からのSSWへの要望は年々増加し、すべての小中学校にSSWを配置する必要があり、各市町でのSSW事業では十分に対応できない。地域や学校の実態に応じた継続的な支援を実施する必要があるため、国に対して、SSW活用事業補助金の充実を要望する。

3 県への要望

- (1) 市立特別支援学校は、バスを利用して通学せざるを得ない児童生徒が多く、自治体の負担は多大なものとなるため、スクールバスの車両購入、運行・更新経費の財源確保を要望する。

また、各市においては、特別支援学校で医療的ケアを実施している。学校における医療的ケアは、個別性が高く、その対応は一律ではない。主治医による指示書に基づき、個別対応マニュアルを作成し医療的ケアを実施することになっているが、病院勤務の看護とは異なる看護技術が求められる。医師不在の中で学校の業務は、通常の看護師が経験している看護ではないことが多く、研修体制の充実とともに、継続して安定的に勤務できる体制の整備が必要である。

医療的ケア児の教育に当たっては、安全を確保することが大前提である。特別支援学校の学校環境の整備、医療的ケア児の登下校に係る車両の整備、運行・更新経費、介護タクシー事業者への委託料並びに看護師及び介助員等を配置する経費その他の管理費等の助成などについては、県において、必要な支援及び財源確保を図るよう要望する。

- (2) スクールカウンセラー研修会が、県臨床心理士会との共催等により年3回開催されているが、任意研修となっており、参加に当たっての報酬や旅費等支給対象外となっていることから、スクールカウンセラーの資質向上

のため、それらの研修及び市が主催する研修においても、参加した分の報酬や交通費等を予算措置することを要望する。

- (3) 令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、自治体や特定教育・保育施設、学校では、医療的ケア児を受け入れる支援体制の拡充が求められているが、中山間地域においては看護師等の人材不足が顕著である。求人を行っても応募がなく、看護師等の配置が難しい状態となっていることから、地域間の不均衡を解決するために、県において看護師等の派遣やあつ旋などの広域的な仕組みを構築するとともに、医師会、看護協会など関係団体への医療的ケア児受け入れに必要な看護師配置への協力体制の要請を行うことを要望する。

6 児童虐待防止対策に係る支援措置の充実について

児童虐待に係る相談件数が年々増加する中、児童虐待防止対策において市町村はこれまで以上に重要な役割が求められており、その体制強化に必要な社会福祉士や心理士、保健師等の専門職配置に係る財政支援措置の拡充や担い手確保の取組の推進、研修機会の充実など、総合的な支援措置の充実を行うこと。

また、児童相談所と市町村が協働して支援を実施するうえで、学校、保育所、警察、医療機関等の関係機関を含めた連携が極めて重要となることから、関係府省庁が協力し、これら関係機関における相互理解の促進と、市町村や児童相談所と適切な連携が図られるよう、必要な措置を講ずること。

さらに、児童虐待防止対策の拠点となる児童相談所について、中核市及び特別区の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講ずること。

〔説 明〕

児童虐待に係る児童相談所や市町村への相談件数が年々増加する中、平成28年以降、順次児童福祉法等が改正され、市町村の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの法定化、児童相談所と市町村を含む関係機関の連携強化などの取組が進められてきた。加えて、令和4年改正では、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」を市区町村に設置するよう努力義務を規定するなど、子育て支援や児童虐待に対する基礎自治体の責任と役割がさらに強化された。このような中で、市町村においては、特に子ども家庭支援を担う人材の確保と質の向上をはじめとする体制と対応力の強化が重要かつ緊急の課題となっている。

国においては、児童虐待防止対策をはじめ、子ども家庭分野の施策の推進に当たって、令和5年4月創設の「こども家庭庁」が司令塔となり、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、関係省庁と連携し、政府一丸となり取り組むこととしている。

については、「こども家庭センター」の設置に向けた体制強化と人材確保等のため、人口規模や要保護児童数等を踏まえた社会福祉士や心理士、保健師等の専門職の配置に向けた十分な地方財政上の支援措置の拡充や担い手確保の取組を推進するとともに児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）や母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）等の機能を担う職員に対して、質の高い研修を提供することができるよう体制整備を行うこと。

さらに、児童虐待への対応においては、児童相談所と市町村、学校、保育所、警察、医療機関等の関係機関との連携が極めて重要であり、特に学校との連携に

当たっては、早期発見と児童相談所や市町村への速やかな通告等の必要性についての教職員の一層の理解促進が重要である。関係機関が児童虐待防止に向けた相互理解の促進と適切な連携が図られるよう、こども家庭庁のみならず、文部科学省等の関係府省庁が連携の上、児童虐待対応の在り方の周知徹底、研修の充実、人員配置などについて、必要な支援措置を講ずること。

加えて、児童相談所は児童虐待防止対策の拠点であることから、さらなる体制強化に向けた総合的な支援措置の充実を行うとともに、中核市及び特別区において児童相談所の設置促進が図られるよう設置前の準備期間に人材確保・育成のために配置される職員の人件費に対する財政措置等、十分な支援措置を講ずることを要望する。

7 障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づいて実施している障害者自立支援給付及び地域生活支援事業については、市の超過負担が生じないようにするとともに、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう、また都市自治体での格差が生じない等の十分な財政措置を講じること。

〔説 明〕

障害者自立支援給付の費用負担については、原則、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4と規定しているが、介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る。）に係る国庫負担対象事業費の算定では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額のいずれか低い額としている。

近年、障害者が高齢化している中、介護保険対象者が介護保険サービスと障害福祉サービスを併用するケースが増加しているが、居宅介護を利用する場合は国庫負担の対象外となっている。介護保険での訪問介護は短時間支援のため、障害福祉サービスと併用した場合は居宅介護に該当し、国庫負担の対象とならないため、超過負担の原因となっている。

また、地域生活支援事業についても、障害者自立支援法（平成18年施行）の施行以来、日常生活用具給付等事業や移動支援事業などの実施により障害者の日常生活を支援してきたところであるが、利用者の増加やニーズの多様化により、細やかな支援が求められ、事業拡大や新規事業の施行を迫られている。しかしながら、統合補助金方式に基づく補助額が一定配分による交付のため、事業の充実を図れば、さらなる超過負担が生じ自治体の財政負担が増大する状況となっている。

このため、地域の特性を活かし、利用者のニーズに応じた柔軟な支援を効率的かつ効果的に持続可能な事業として実施できるよう補助金の財源確保と交付対象の拡充を要望する。

8 鳥獣被害対策について

1 広域的な鳥獣対策の実施及びICTによる捕獲のスマート化の推進

有害鳥獣による農作物被害が広域化し、市域をまたいだ対応が必要である。兵庫県が中心となった一斉捕獲といった広域的な取組の実施を要望する。また、捕獲従事者の負担が増加する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用推進や維持管理に係る財政支援及びシステム整備を県及び国に要望する。

2 生活環境被害対策及びサル個体数管理の推進

イノシシ、サル等の住宅地への侵入や交通事故といった生活環境被害が増加し、対策が必要となっている。農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を県及び国に要望する。また、住居集合地域等におけるサルの捕獲手法として、麻酔銃猟は専門的技量が必要であり、一般の狩猟従事者では対応が困難である。加えて、生息状況の把握のため、発信機の追加等により個体数の適正数の調査を行い、県主導による捕獲実施を要望する。

3 イノシシのジビエ活用促進

ひょうごニホンジカ推進ネットワークが設立され、シカの有効活用は推進されているものの、イノシシについては同様の枠組みが存在しない。シカ、イノシシを問わずジビエの消費拡大のための体制を整備し、県内及び県外の事業者とのマッチングや県内ジビエ商品の対外的な魅力発信の実施を県に要望する。

4 捕獲従事者の確保を目的とした財政的支援及び適正な捕獲活動に向けた啓発の実施

捕獲活動に係る負担は大きく、担い手の確保は重要な課題である。負担軽減を図るため、新規狩猟免許取得者への助成制度の新設や活動支援に加え、地域毎の狩猟者育成に向けた取組の実施や狩猟免許更新手数料の減免等、捕獲従事者を増やすための施策のより一層の充実を県に要望する。

また、適正な捕獲活動に向けた啓発として、下記における指導を県に要望する。

- (1) 狩猟期間中の活動について、居住地を離れて各地で行う場合にあっても活動する近隣住民に配慮し行うことを捕獲従事者へ指導すること。
- (2) 箱わな等の狩猟道具を免許不保持者が購入、使用してしまう事案が生じていることから、狩猟免許の必要性についての周知啓発を実施するとともに、取り扱い店舗に対する啓発及び販売に係る指導を行うこと。

5 豚熱対策

全国的に野生イノシシへの豚熱感染が多数確認されている中、兵庫県内で34年ぶりに豚飼養農場において豚熱感染が確認された。

については、有害鳥獣捕獲活動を実施するに当たり、消毒等の防疫措置が必要となっており、感染拡大防止を図るための防疫措置の指導の徹底及び加工処理事業者への支援を含めた防疫措置に係る財政的支援等の条件緩和を国および県に要望する。加えて、豚熱感染拡大を防ぐため、飼養衛生管理基準に基づく指導を徹底するよう県に要望する。

6 狩猟期間中の捕獲に係る市町負担金支払い手法の見直し

狩猟期間中の捕獲報償金については、市が事前に概算払いとして県に支出した後、翌年度に精算し過不足を調整するという手法が取られている。年度によっては多額の不足額もしくは不用額が生じることとなるため、精算額確定後に各市町に負担金を求める手法に改めることを県に要望する。

9 公共交通の維持と利便性の向上について

地域の活性化や発展に必要であり、市民生活の貴重な社会基盤として運行している路線バスやコミュニティバスなどの公共交通については、今後も交通ネットワークを持続的に維持するとともに、利便性を向上させるため、補助金制度の継続や拡充、地域の実情に応じた補助制度の確立を要望する。

また、国においては、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図られるとともに、バス対策費に係る特別交付税の算定方法について、財政力指数に応じた補正係数を廃止されたい。

〔説 明〕

昨今の高齢化、核家族化、免許返納制度の導入などにより、自由に移動できる交通手段を持たない移動制約者が年々増加している。バスやタクシーなどの公共交通は、移動制約者にとって、買い物や通院などの市民生活に必要な移動手段であるとともに、健康増進や外出支援、さらには地域の活性化にも資する重要な社会基盤となっている。

このような中、市民生活の社会基盤として運行している路線バスやコミュニティバスについては、慢性的な運転手不足による減便や路線の廃止を最小限にするため、地方公共団体独自で財政的支援を行うとともに、路線の効率化を図るなど、交通事業者と協力してサービス水準の低下を抑制してきたが、コロナ禍により、今後、さらなる低下が避けられない状況になっている。

国、県においては、運行補助の輸送量要件の特例措置を実施しているところであるが、今後、既存の交通ネットワークを支え、維持確保していくためにも、これまでの運行補助の対象条件を緩和し、特に地域内の路線に関する補助制度の拡充を図るとともに、慢性的な運転手不足の解消につながる支援策の新設など、地域の実情に応じた補助制度の確立を要望する。

また、国においては、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図られるとともに、バス対策費に係る特別交付税の算定方法について、財政力指数に応じた補正係数を廃止されたい。

10 下水道施設等の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保等について

下水道施設の改築に係る国費負担の継続及び老朽化により今後増大が見込まれる改築事業費に係る予算の確保を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設における基幹改良事業に対する交付要件の緩和とともに、個人設置型合併処理浄化槽の改築等に対する補助制度の拡充を要望する。

〔説 明〕

1 国への要望

下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が極めて大きな事業である。今後、更に人口減少が深刻となる中、仮に、公共下水道及び流域下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築への国庫支援が縮小した場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなる。加えて、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、下水機能の停止により水質悪化や感染症のまん延など、国民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるため、確実な国庫支援の継続が必要である。

さらに、下水道法第34条では、下水道施設の設置のみならず改築に要する費用も国庫補助の対象とされており、水質汚濁防止法第14条の5第3項では、国は地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するため必要な財政上の援助に努めることが明示されている。このことから、住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、公共下水道及び流域下水道に係る下水道施設の改築に対して、現行の国費支援の継続を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設の長寿命化対策事業など施設の老朽化に対する制度は、CO2を大幅に削減できる設備が少ないにもかかわらず交付要件として厳しいCO2削減率が求められていることに加え、補助対象が設備等に限定されていることから、今後施設の改修に要する多額の費用が財政を圧迫するのは必至の状況であるため、交付要件の緩和を要望する。

あわせて、個人設置型合併処理浄化槽の更新及び改築については、令和元年度より災害に伴うものを除き国庫補助の対象外となっている。今後、老朽化により更新及び改築が必要な合併処理浄化槽の増加が見込まれるため、公共水域の水質保全を図るためにも、補助対象の拡充を要望する。

2 県への要望

公共下水道に係る下水道施設の改築事業については、国費支援が必要不可欠であり、国費が減額措置されると、事業実施の先送りなど計画どおりの事業推進ができなくなり、結果、下水道施設の安全で安定した管理・運営が破綻し、公共水域の水質が悪化する恐れがある。

下水道施設の改築事業に対して確実に国費支援が受けられるよう、県と市町が連携した国への要望活動を実施するとともに、国費が減額措置された場合、減額分を県が補てんする補助制度を新設するなど、下水道施設の改築事業が計画どおり推進できるよう、事業予算の確保を要望する。

1 1 公立学校施設及び環境整備への財政支援について

- 1 学校施設の大規模改修、長寿命化改修等における学校施設環境改善交付金事業において、配分基礎額や補助対象事業費の上限額（下限額）のさらなる見直し、市立高等学校を含めた公立高等学校を交付金対象施設として追加することなどの財政支援拡充と、交付金の適切な予算措置及び採択について要望する。
加えて、学校施設の統廃合や、小中一貫校の整備に係る公立学校施設整備費負担金事業についても財政支援の拡充を要望する。
- 2 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備や情報機器整備においては、「GIGAスクール構想」により整備したICT機器の維持管理費及び関連するソフトウェアに係る経常的経費、また、それらの更新に要する経費への財政支援の拡充を要望する。
さらに、教育ネットワークシステムを段階的にクラウドへ移行するにあたり、「アクセス制御による対策を講じたネットワークシステム」導入に係る経費、その維持管理に係る経費など、ICT環境の更新及び維持管理等に関する事業についても財政支援の拡充を要望する。
GIGAスクール構想及び校務のDX化を進めるための、ICTに関する知見を有する専門的人材の配置等に係る費用の継続した財源措置を要望する。
- 3 教職員業務の負担軽減について、国から交付税算入による費用の一部が措置されているが、「校務支援システム」の維持管理経費や、新学習指導要領に対応したシステムの構築等、今後、その費用がますます増大していくと見込まれるため、助成制度の新設や財政支援の拡充を要望する。
もしくは、国又は県による統一したクラウド型校務支援システムの導入を要望する。
また、県には、2及び3の要望について県独自の補助金等について制度化を要望する。
- 4 義務教育諸学校の児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書について、児童・生徒と同様に全額国庫負担とすることを要望する。併せて、令和6年度から段階的に導入となるデジタル教科書についての財政支援を要望する。

〔説 明〕

- 1 昭和40年代から50年代にかけて建築された学校施設は、改築の時期を迎えて

おり、長寿命化改修の必要に迫られている。老朽化した学校施設の整備については、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、交付金の算定基礎となる配分基礎額と実工事費による算定額とが乖離しているうえ、補助対象事業費に上限額（下限額）があるため、計画に比べて各自治体の財政負担が大きくなることが常態化しており、事業の推進に支障をきたしている。

特に、近年の学校施設環境改善交付金は、補正により次年度事業が前倒しされつつあるため、予算編成の円滑化が図られるよう、さらなる早期の採択を望む。

また、令和4年度から学校施設環境改善交付金の大規模改造（質的整備）事業の上限額が見直され、大幅に引き下げられたところであるが、空調設備の更新及び整備については、1校単位で実施する更新工事や屋内運動場への空調設備整備に係る断熱性を確保する工事を行うに当たり、容易に上限額を超過することが予想され、工事の分割発注による更新の遅れや自治体の負担増による整備の支障となっていることから、大規模改造（空調）事業の上限額の引き上げ及び補助単価の加算措置を望む。その他、市立高等学校においても老朽化が進む中、自治体単独での改修費を負担することは非常に困難であるため、学校施設環境改善交付金の対象施設とすることを要望する。

少子化が進む今日、統廃合校の整備や、小中一貫校の整備には多額の事業費を要するものの、公立学校施設整備費負担金事業においても国庫負担額の算定基礎となる1平方メートル当たりの建築単価が市場と乖離しており相当な財政負担が発生するため、財政支援拡充を望む。

- 2 国においては、令和元年度及び令和2年度補正予算をはじめ、「GIGAスクール構想」の実現に向けた予算措置がなされ、整備が完了したところであるが、端末の保守管理、学習支援・セキュリティ対策等に係るソフトウェアのライセンス費用、周辺機器購入費用、通信費などの経常的経費が増大し大きな負担となっている

また、活用が進むにつれて多台数の端末がデジタル教科書や動画コンテンツを利用するようになり、GIGAスクール構想時に国が示した1Gbpsのネットワークシステムでは対応できなくなることが明らかであり、今後10Gbpsに対応する機器へ更新しなければならないため、その費用を補助することを要望する。

端末更新では、国が検討しているBYOD（私的デバイスの活用）方式では、児童生徒が使用する端末が家庭の経済状況に左右され、様々な機種が混在することで学校現場の混乱を招くことが容易に想像されるため、BYOD方式を進めることがないよう要望する。教育情報ネットワークシステムについては、文部科学省策定の教育情報セキュリティポリシー（令和4年3月版）で、「クラウド・バ

イ・デフォルト」の原則が示されるとともに、「アクセス制御による対策を講じたネットワークシステム」へ移行するよう示された。

オンプレミス環境・ネットワーク分離を前提としたこれまでの考え方と大きく変わり大幅な変更が必要になるため、構築費及び維持管理経費が大きな負担となっている。

また、GIGAスクール構想のさらなる進展、校務のDX化推進のためには、機器の設定や年次更新作業、トラブル対応、授業での活用方法の指導等、教員のICT活用をサポートするために必要な専門的人材として、ICT支援員やヘルプデスクが必要である。そのためには経費の財源確保や専門知識を持った人材の確保が課題となっている。

以上のような課題があるにも関わらず、学校におけるICT環境の整備【教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）】（平成30年度）について、令和5年1月23日付文部科学省通知により、2022年度から2年間計画を延長する旨が示されたが、GIGAスクール構想前の計画に基づく計画であり、地方財政措置の単年度金額の見直しも行われず、各市町が実際に単独で負担している額と大きく乖離している。

さらに、物価高騰に伴うICT機器等の値上げへの対応も必要となることから、早急な財政措置の拡充を望む。

- 3 他方で、「働き方改革」の一環として教職員業務の負担軽減をどのようにしていくかは、教育委員会としても最優先の課題であり、それとともに、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善には、教職員の授業力のための研修等の充実が必要となっている。

一つの方策として、グループウェアを含む「統合型校務支援システム」を導入し、Web上で指導案や教育実践資料等の共有化を図ったり、紙で運用してきたこれまでの業務をデジタル化したりすることで、教職員業務の負担軽減と資質向上に努めるとともに、子ども一人ひとりへのきめ細かな一貫した指導や支援を行っている。

しかし、校務支援システムを構成するソフトウェアや機器の更新費用、システム保守・サポート費用等、その維持管理に高額なランニングコスト、学習指導要領改訂への対応など、システム改善費用が大きな負担となっている。

なお、財源確保の課題解決としては、国又は県により、クラウド型校務支援システムを構築し、各市町の希望に応じて利用できるような環境を整備することも一つの方法となる。各市町が共通のシステムを利用するので情報のやり取りが容易になり、利便性の向上につながるとともに、各市町の負担も通信費等だけに抑えることが期待できる。

同時に、出退勤や出張、休暇等といったサービス管理の電子化を行うとともに、兵庫県の人事給与システムと連携できるようなシステムを導入することを要望する。

- 4 現在、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められており、就学義務と密接なかかわりのあるものとして、授業料の不徴収に準じて教科書が無償給与すべきことと考えられている。

そのため、国公私立の義務教育諸学校の児童・生徒が使用する全教科書は全額国庫負担となっているが、その児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書については財源措置のない中、各自治体において整備を進めている。自治体での財政状況により整備方針が異なり、児童・生徒への指導に自治体間で格差を生み出しかねない状況である。特に、4年ごとの教科書改訂における財政負担は、各自治体にとって非常に大きいものとなっている。

また、令和6年度から段階的に導入となるデジタル教科書については、従来の教科書改訂に純増となる財政負担が発生するため、併せて財政支援を望む。

<参 考>

国 要 望

1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び経済・雇用、市民生活支援対策に係る財政的措置等について

- 1 5類移行後も引き続き注視が必要となる新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による影響を踏まえ、経済・雇用対策及び市民生活の支援について、切れ目なく円滑かつ迅速に地域の実情に応じて実施するに当たり、確実な財源保障が行われるよう、財政的な支援を要望する。
- 2 物価高騰対策等の実施に当たっては、各自治体の創意工夫に任せるだけではなく、国の責任において画一的な支援を行うこと。また、事業の実施における自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供を要望する。
- 3 令和4年度に内閣官房が公募・実施するウィズコロナ時代を見据えた下水サーベイランスの技術実証・導入事業が実施された。しかし、今後の実施については、国の所轄組織や財政的支援について不透明な状況であり、自治体は財源確保をはじめ計画に苦慮している。全国の地方自治体の実情に対して、早急な国の支援充実を要望する。また、本事業に係る省庁における所管の速やかな決定についても併せて要望する。

〔説明〕

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策については、5類移行後も、第9波の規模について予断を許さない状況であり、医療提供体制はもとより、市民生活、経済、教育などあらゆる分野において対策の必要性が解消していない。また、国際情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰や円安の影響など、経済の不安定要素は継続して存在しており、経済・雇用、市民生活を守るための支援を行う必要が生じている。

これらの状況に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな事業が実施できるよう、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されて以降、累次の交付がなされたが、新型コロナウイルス感染症の収束及び国際情勢の安定化の見通しがいずれも困難な状況において、更なる対策を実施することによる財政需要が見込まれる。

こうしたことから、次のとおり要望する。

- 1 5類移行後も感染状況や物価高騰の状況等を踏まえ、適時適切に国においても補正予算の編成等による地方創生臨時交付金等の継続措置を行うことに加え、今後の社会経済情勢の変化に伴う地方自治体の財政需要並びに税収の動向等についても的確に判断する中で、地方財政計画における歳入歳出を的確に見積もり、可能な限り臨時財政対策債の増加を抑制するとともに、必要に応じて地方交付税の別枠加算措置を講じるなど、確実な財源の保障が行われるよう、地方財政措置を十分に講じること。
- 2 物価高騰対策等において、各自治体の創意工夫に任せるだけではなく、国の責任において画一的な支援を行うこと。また、令和3年度の子育て世帯臨時特別給付金では、給付手法の方針に混乱が生じ、自治体においてもその対応に苦慮したところであり、対策の実施に当たっては、自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供を行うこと。
- 3 下水サーベイランスについては、社会実証で良好な活用実績が得られつつある一方で、今後全国で本事業を活用する自治体が増え、新たな社会インフラとして実装されていくためには課題も多く、産学官が連携して諸課題に取り組んでいく必要がある。これまでは内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室が事業を牽引してきたが、今後の所管省庁や財政的支援についてはいまだ不透明な状況であり、本事業の活用を検討している各自治体についても計画策定、市民への合意形成等に苦慮している。

5類移行により、全国の感染状況を予測し傾向を把握することが一層困難になった中、全数把握に代わる有力な手段の一つとして本事業の裾野を広げる。さらには、汚水処理施設として整備された下水道に、将来の新たな感染症流行に備えた恒久的な監視手段としての活用を定着させるために、本事業に係る省庁における所管の速やかな決定の上、取組推進に係る事業費への財政的支援を行うこと。

(新) 2 地方債制度の延長及び交付税措置の見直しについて

地方債制度について、以下の2点を要望する。

- 1 緊急防災・減災事業債については、令和7年度の事業実施分までとされているところであるが、地方公共団体においては、今後も引き続き、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりの推進のため、大規模な事業の実施が求められていることを鑑み、措置期間の延長を要望する。

また、緊急浚渫推進事業債については、令和6年度の事業実施分まで、緊急自然災害防止対策事業債については、令和7年度の事業実施分までとされているところであるが、激甚化・頻発化している自然災害に対し、市の脆弱な財政規模では、短い期間での防災対策整備に限りがあることから、依然として対策が必要な箇所が多く残っている。地域の実情に応じた柔軟な対応を図るためにも、措置期間の延長を要望する。

- 2 公立病院の新設・再編・ネットワーク化に係る事業に関し、病院事業債（特別分）における地方交付税措置について、建物の建築基準単価の実勢価格に応じた更なる引上げを要望する。

〔説明〕

- 1 各地方公共団体は、緊急防災・減災事業債などの財源を活用しながら、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などを早急に進めてきたところである。

しかし、事業実施には、多額の事業費と一定の期間を要することから、地方公共団体の財政規模では、短い期間での防災対策整備等に限りがある。

能登半島地震の甚大な被害状況に鑑み、防災対策の必要性が更に高まりをみせ、今後南海トラフ巨大地震の発生が予測されるなか、地方公共団体は引き続き公共施設の耐震化、防災拠点や災害対策拠点の整備など防災対策事業等に取り組んでいく必要がある。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機に、避難

所の感染対策をはじめとした環境整備の重要性もより高まっていることから、措置期間の延長を要望する。

- 2 病院事業を設置する地方公共団体では、国の公立病院経営強化ガイドライン及び県の地域医療構想を踏まえ、医療提供体制の整備、機能分化、医師・看護師等の確保、働き方改革の推進等、公立病院の経営強化を図っている。

しかしながら、新興感染症に対応できる施設整備やウクライナ危機等の社会情勢を要因とした建築資材等の高騰による建築物価の上昇により、当初の想定を大きく上回る事業費が必要となっており、病院の新築・建替には多大な財政負担が生じることが課題になっている。

令和5年度より、公立病院の施設整備に係る病院事業債の交付税措置の対象となる建築単価の上限は、1㎡当たり52万円に引上げがなされたものの、依然として、建築単価の実勢との差があるため、更なる見直しを強く要望する。

3 自治体のデジタル化に伴う財政支援等について

- 1 自治体のデジタル化を加速させるため、自治体全体で足並みをそろえて計画的かつ実効的なデジタル化に取り組む上でのリーダーシップを発揮するとともに、「自治体DX推進計画」にて検討されている行政手続のオンライン化やAI・RPAなどの活用、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しに加え、ペーパーレスやキャッシュレス事業の推進、電子契約など、市町村のデジタル化やワンストップ、ワンズオンリー施策に必要な財政措置を講じること。
- 2 今後の情報セキュリティ対策として、「自治体情報システム強靱性向上モデル」の再構築を行ったが、引き続き市町村のセキュリティ対策に必要な財政措置を盛り込むこと。
- 3 自治体情報システムの標準化にあたり、ガバメントクラウドへの移行（標準化に係る経費含む）に必要な準備経費・システム移行経費の補助対象には、移行完了までに必要な全ての経費を含めるとともに、市町村の費用負担が不要となるよう財政措置を講じること。加えて移行後のガバメントクラウドにかかる利用料の低廉化を進め、自治体の負担を軽減すること。
- 4 令和7年度末までとされている移行期限について、安定的かつ着実な移行を行う観点から、市町村における移行状況等を踏まえて柔軟に対応することに加え、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うこと。
- 5 個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の電子証明書の更新や暗証番号再設定等に際し、窓口の混雑等により混乱をきたさないようオンライン化等来庁不要での手続とすること。
さらに、マイナンバーカードの更新に際しては、来庁不要で全ての手続が完了できるようにするとともに、マイナンバーカードの追記欄について、余白増補等の運用改善を行うこと。
- 6 マイナンバーカードの交付枚数増加に伴い、電子証明書に係る諸手続や住民の異動に伴う各種手続、有効期限満了による再交付など、今後急増が見込まれる取扱事務件数を鑑み、令和7年度以降も引き続き必要な経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。

7 戸籍における氏名の振り仮名の職権記載及び通知に係る市町村長が実施すべき事務について、国において共通手順書や通知等の標準様式を早急に示し、併せて全国共通のコールセンターを設置するなどの事務支援を行うこと。

また、市町村が負担する戸籍情報システムの機能追加に要する経費及び事務に係る経費について、財政支援を行うこと。

〔説 明〕

1 行政デジタル化の具体的な取組として、国におけるデジタル化に向けたこれまでの規制・制度の在り方を見直した上で、行政手続のオンライン化やA I・R P Aの活用、ワンストップ、ワンスオンリー施策、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しなど、「自治体D X推進計画」に掲げる事業の推進に加え、ペーパーレス化やキャッシュレス事業の推進、電子契約などシステム標準化対象外の内部事務手続のデジタル化、デジタル化に精通した外部人材の活用、誰一人取り残されないデジタル社会実現のためのデジタルデバインド対策など、必要な費用に対し、国の財政的な支援措置を要望する。加えて、自治体のデジタル化を計画的かつ実効的に進めていくため、国の強いリーダーシップにより、自治体全体として足並みを揃えてデジタル化に取り組むことを要望する。

2 最新のデジタル技術活用には、インターネット上で提供されているクラウドサービスの積極的な活用が不可欠で、「三層の対策」の見直しとして、「自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」が国より提示されたところである。これにより県セキュリティクラウドの見直しがなされたが、新たなモデルに対応するためには利用している各市の費用負担は避けられない状況である。市町村にとって大きな財政負担となるため、国の方針に沿ったセキュリティ対策を実現するための経費について、国の財政支援を要望する。

3 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、ガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行に係る準備経費やシステム移行経費、関連システムとの円滑な連携に要する経費などに対し財政支援が示されているが、標準化対象の20業務をガバメントクラウドに移行するには相当の費用が発生する見込みである。また、実際には提示された内容に留まらず、標準化対象外システムとのデータ連携基盤導入など多岐にわたることや、地方公共団体情報システムのデータ要件・連携要件等の標準仕様に標準化対象外システムが適合していくためには相当の費用発生が懸念されることから、市町村の費用負担が生じないよう国が全額負担するよう財政措置を要望する。

また、ガバメントクラウドの運用等経費については、現行システムと比較し大幅に増加することが危惧されている中、デジタル行財政改革会議（令和5年12月20日付）にて、ガバメントクラウド利用料の低廉化を図る仕組みが示されたところである。継続的・安定的なシステム運用に向け、利用料の低廉化を進め、自治体の負担を軽減することを要望する。

4 令和7年度末までとされている標準準拠システムへの移行期限については、令和5年9月8日に閣議決定した基本方針の変更により移行困難なシステムに関しては延期が認められたものの、データ要件の標準に関する標準化基準には適合させることとする旨の記載もあることから、安定的かつ着実な移行を行う観点から、市町村における移行状況等を踏まえて柔軟に対応することに加え、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うことを要望する。

5 マイナンバーカードの交付件数の増加及び利用機会の拡大により電子証明書の更新、電子証明書の暗証番号再設定等に係る手続きにかかる窓口への来庁者が増え市民と職員双方の負担が重くなっていることを鑑み、オンライン化等により来庁の必要がなく手続きが可能となるよう要望する。

また、電子証明書が有効なマイナンバーカードの更新手続きに関しては、来庁不要で申請及びカードの受取を可能とするとともに、マイナンバーカードの追記欄満欄の場合、現在のカード再交付に代えて、追記欄の余白の増補を可能とする等、運用の改善を要望する。

6 マイナンバーカードの新規申請手続きは、交付円滑化計画期間が終了した時点でピークを越えたと思われるが、マイナンバーカードを活用した手続きの増加、多目的活用が進むことで、マイナンバーカードの再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新等関係する手続き数は継続して高止まりが続くと見込まれる。特に令和7年度以降、マイナンバーカードの有効期限切れによる更新、電子証明書の更新等の手続き件数は交付円滑化計画期間を上回る見通しであり、令和6年度までにマイナンバーカードの普及啓発のために拡充した体制等を令和7年度以降も一定規模で維持していく必要がある。

以上の理由から、現行のマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱については、今後増加が見込まれる各種手続きに係る経費を十分に反映するよう基準を見直すとともに、必要な経費については国の責任において事務費補助金等の財源の確保をするよう要望する。

7 令和5年法律第48号附則第9条に基づき、同法の公布日（令和5年6月9

日) から2年以内に、本籍地市町村から本籍人に対し、戸籍に新たに記載しようとする氏名の振り仮名を通知し、これを変更する場合の届出を受け付けることとなる。本事務を円滑かつ効率的に実施するため、国において共通手順書や通知等の標準様式を提示することを要望するとともに、地方公共団体の事務負担の軽減と経費削減のため、市民からの問い合わせ先として全国共通のコールセンターを設置することを要望する。

また、財政支援については、令和5年8月31日付で社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るものに限る。）実施要領が通知されたが、同補助金は戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るものに限定され、戸籍における氏名の振り仮名の職権記載及び通知に係る経費は補助対象外となっている。システム改修費や委託費、人件費などをはじめ、相当規模の事業経費が見込まれることから、戸籍における氏名の振り仮名記載に係る経費について、適切な財源措置が図られるよう要望する。

(新) 4 民生委員・児童委員制度のあり方にかかる検証の実施について

地域のつながりの希薄化が進み、地域課題が複雑化・多様化する現代社会において、民生委員・児童委員の役割はますます大きくなる一方、公的年金の支給年齢の引上げと生産年齢人口の減少に伴う定年年齢の引上げなど、社会の構造的に就業者の高年齢化が進む中、その成り手不足は全国的に深刻さを増している。すでに制度疲労を起こしている民生委員・児童委員制度のあり方について検証を行うことを要望する。

また、検証を行う間においても、ボランティアの域を超えた業務に対する報酬や活動費に対する財政的な支援や、年齢要件の緩和、業務の見直し・削減による負担軽減など、持続可能な制度に向けた具体的な方策も併せて検討することを要望する。

さらに、民生委員・児童委員の担う業務とその責任について具体的に示すことに加え、民生委員・児童委員の果たす役割や活動内容について、住民の理解が深まるよう積極的な広報活動を行うことを要望する。

〔説 明〕

民生委員・児童委員制度は、創設から100年以上経過しており、その間、社会保障制度は充実したものの、地域のつながりの希薄化が進み、地域コミュニティは衰退し、地域住民の互助による地域課題の解決は困難さを増している。また、高齢者雇用安定法の改正により、高年齢就業者が増加したこと等により、従来地域活動を主に支えてきた世代の高年齢化がさらに進み、担い手不足は深刻さを増している。とりわけ民生委員・児童委員については、地域課題の複雑化・多様化が進むとともに、個人情報保護の観点から各家庭の匿名性が高まるなど、担う業務の困難さから身体的・精神的負担が大きく、特に成り手不足に苦慮しているところである。

民生委員・児童委員の役割を個人で担うには厳しい時代であり、さらにはボランティアで務まる範囲を大きく超えている現状の中、民生委員・児童委員の存在及び活躍を前提とした当該制度のあり方について検証を行うよう要望する。上記のような状況に置かれた同制度における報酬や活動費のあり方についても検証を行い、必要な財政的支援や年齢要件の緩和など、具体的な方策も併せて検討する

こと。

また、民生委員・児童委員の活動が住民からは見えにくく、住民理解がないことで、成り手不足や活動の困難さを生じているとも考えられることから、民生委員・児童委員の担う業務とその責任について、民生委員法逐条解説や自治体好事例集等により具体的に示すとともに、積極的な広報活動を行うことを要望する。

なお、地方分権改革に関する提案として、民生委員・児童委員の選任要件の緩和等や、児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止を国に対して提案しており、負担の軽減についても引き続き検討を行うこと。

5 水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について

1 水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインとして、平時はもとより、災害時においても安全で良質な水を安定的に供給することが求められている。

そのため、災害に強い水道施設を目指した耐震化の取組を一層進めるための財政支援措置の拡充・補助要件の緩和、企業債発行における公的資金枠の確保と将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化についても要望する。

2 令和3年度「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたが、簡易水道施設であったかに関わらず、全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

また、過疎地域の水道事業においては、その地域特性により、施設建設費だけではなく、維持管理経費も増大する傾向にある。より厳しい人口減少に見舞われる過疎地域において、その水道事業を安定的に継続していくため、維持管理経費のうちの、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援の実施を要望する。

〔説 明〕

1 水道事業者は、水需要が急増した昭和30年代から昭和40年代にかけて基盤施設の整備・拡充を進めてきたが、その多くが更新時期を迎え、老朽化した施設の更新・再構築や耐震化に全力を傾注しているところである。一方、水需要の減少に伴う料金収入の低迷、さらに病原微生物等の水質問題に起因した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備の対応など、水道を取り巻く経営環境は年々厳しさを増す一方である。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害、近年の異常気象に伴う豪雨災害が多発する中、南海トラフ地震をはじめ将来起こりうる自然災害に備えるため、水道事業者間の広域連携や老朽化する水道施設の

強靱化に取り組んでいく必要がある。

これらの事業を着実に推進するためには、多額の更新資金を確保することが前提となることから、国の積極的な財政支援や、水道事業者が固定資産の耐用年数に合わせて長期かつ低利で安定して資金調達ができるようにするための企業債発行に対する公的資金枠の確保が必要不可欠である。

したがって、水道事業の健全経営を確保し、事業の円滑な推進を図るため、国に対し、財政支援の拡充及び補助要件の緩和に努めること、今後のインフラ更新に対する多額の資金需要に対応するため、公的資金の借入枠を拡充することと将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害発生時に、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け、必要な措置を講じることを要望する。

- 2 水道事業は住民生活のみならず、経済活動にも必要となる重要な社会基盤であり、将来にわたり持続的な事業運営によるサービスの安定供給が不可欠であるが、過疎地域については、地理的条件が悪いことや人口がまばらなため経営効率が悪く、元より上水道施設の区域であっても人口減少率も高いことから給水収益の減少率が高くなり、人口減少に伴う管路延長の縮減も見込めず、財政基盤が脆弱である。

市内に普遍的かつ永続的に給水サービスを提供するには、過疎地域に対して手厚い財政措置を講じるが必要不可欠である。

これらのことから、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたところではあるが、簡易水道施設であったかに関わらず全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

充当率：対象事業費の50%（公営企業の場合）

交付税措置：70%

また、水道事業では、給水区域の地形的差異や産業構造に伴う水需要が経営環境に大きく影響を与えることから、団体によってその経営状況には大きな格差が生じている。特に過疎地域における水道事業では、数多くの施設を建設する必要があり、料金収入を得られた水の量を示す有収水量も少ないことから、1 m³当たりの水を生産するのにかかる費用（給水原価）が1.3倍（令和3年度決算より）と高額になっている。給水原価のうち、資本費（施設建設費用）につ

いて、過疎地域の団体の方がより高くなっていることは勿論のこと、施設の多さは、動力費や運転管理費の増加につながるため、維持管理費についても高くなっている。

全国の給水原価（1 mあたりの費用）の内訳 ～令和3年度決算より～

維持管理費差額 17 円	維持管理費 94 円	資本費 72 円	資本費差額 35 円
給水原価 166 円			
維持管理費 111 円		資本費 107 円	
給水原価 218 円			

※ 図上段：過疎団体以外 下段：過疎団体

このうち、資本費については、その格差を是正するために、高料金対策等の一般会計からの繰出金の制度があるが、維持管理費の格差を是正する制度はなく、このことが過疎地域における水道事業の経営を厳しくしている要因である。

市民の健康で文化的な生活を支える重要な社会資本である水道の給水原価に生じている地域格差は早急に是正すべき問題であり、制度の改正を要望する。

6 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しており、市としても支援しているところである。

令和5年10月に導入された消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、適格請求書を発行することが事実上困難なセンター会員を主たる取引先とするセンターにとって本制度は事業運営に及ぼす影響が極めて大きい。

これらのことから、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を要望する。

また、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう国の単独補助による助成制度を創設すること。

〔説明〕

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなど、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月から、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されているが、同制度の導入により、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行することが事実上できないことから、センターは仕入税額控除が出来ず、新たに預かり消費税分を納税する必要性が生じている。

しかしながら、公益法人であるセンターの運営は「収支相償」が原則であり、新たな税負担の財源はない。インボイス制度の導入により新たな税負担が生じると事業運営を行うことができなくなる恐れがある。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会貢献・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対し、インボイス制度を形式的に適用することは、働くことを通じて地域社会に貢献しようとする高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、センター会員数の減少を引き起こし、ひいては地域社会の活力低下までもが懸念される。

また、令和4年12月に厚生労働省より第2次補正予算におけるセンター会員の

デジタル利用促進事業が示されたことは一定評価できるが、当該事業は国の単独補助ではないこと、また、センターがインボイス制度に対応していく上では直接的な支援とはならず、その効果は限定的であることから、引き続き、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を要望する。また、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう国の単独補助による助成制度を創設すること。

7 道路整備財源の確保等について

地域活性化に向けた道路整備及び増加している橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新工事並びに定期点検を円滑に実施できるよう、また、通学路をはじめとする生活道路等の整備も拡充できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の財源の安定的・持続的な確保並びに道路整備について新たな財源の創設を図ることを要望するとともに、従前のおり市道舗装修繕（舗装構成一層）に対する社会資本整備総合交付金の充当を要望する。

加えて、道路橋等点検義務化に対する地方負担の財政措置の拡充及び点検の簡略化など負担軽減措置について要望する。

さらに、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の考え方に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする関連の予算確保や自治体の負担軽減等に係る国による一層の支援を要望する。

〔説明〕

人口減少社会が進展する中、将来にわたってまちの活力を持続するためには、社会資本の整備を進め利便性の向上を図り、人口減少の抑止及び交流人口の拡大を図ることが重要である。そのためには、安全・安心で利便性の高い、道路整備が必要である。

また、高度経済成長期に集中して整備された橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物や道路附属物は、整備後50～60年が経過し老朽化が進んでおり、維持更新工事が増加している。各自治体では、「橋梁長寿命化修繕計画」や「トンネル長寿命化修繕計画」、「道路舗装修繕計画」等を策定し、修繕・更新等の工事を計画的に実施しているところであるが、継続して多大な事業費が発生することとなり、財政面での負担が重くなってきている。

平成26年度における道路法施行規則の改正に伴い、橋梁・トンネルを含んだ道路構造物を対象に5年に1度、近接目視で点検を行うよう義務化されたことから、修繕工事を必要とする道路構造物は多岐、多様で、継続して多大な点検費用が必要となっており、その費用負担は地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

この経費負担の増大に対し、国において補助金の財源の安定的・持続的な確保、点検実施及び修繕に係る補助率の更なる引き上げを要望するとともに、橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性や建設年数に応じた点検項目の簡略化についても併せて検討されたい。

また、平成30年度から、公共施設等適正管理推進事業債のうち、市道舗装修繕（舗装構成一層）をはじめとする道路の舗装修繕等の長寿命化事業が対象に拡充されるとともに、財政力に応じた地方交付税措置がされることとなったが、国県道及び観光地等にアクセスする交通量が多い幹線道路においては、舗装修繕等に多大な事業費が継続的に発生することから、公共施設等適正管理推進事業債の対象である地方単独事業では地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

長期安定的に道路整備・管理を進めるため、道路整備事業等の公共事業が減速しないよう新たな財源の創設と制度の恒久化を要望する。また、道路の長寿命化対策を安定的に進めるための多様な財源確保の観点から、市道舗装修繕（舗装構成一層）にも使える財源として、社会資本整備総合交付金が充当可能となるよう要望するとともに、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助について、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し要望額を確実に確保するための十分な財政措置を要望する。

さらに、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の考え方に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の老朽化対策予算の引き続きの確保や省力化に資するデジタル技術を活用した新技術の開発・普及など、国による一層の支援を要望する。

(新) 8 国の財政負担による学校給食費の無償化について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国の財政負担による学校給食費無償化の早期の実現を要望する。

〔説明〕

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食に従事する職員の人件費等を除き、学校給食費（食材費）は、保護者の負担とされている。

令和3年度学校給食実施状況等調査によると、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額、小学校で月額4,477円、中学校で5,121円となっており、家計に与える影響は少なくない。

また、平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」によると、小学校・中学校ともに学校給食費の無償化を行っている自治体は76自治体のみとなっているが、近年では、子育て世帯の経済的負担軽減や少子化対策を目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用などにより学校給食費の全額または一部補助を実施する自治体も増加しているところである。

しかしながら、学校給食費の無償化には多額の税負担が必要となることから実施に踏み切れない自治体もあり、財政力の格差により学校給食費の無償化を実施することができる自治体とできない自治体間で格差が生じている状況である。

先般閣議決定されたこども未来戦略方針においては、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する」となっているが、自治体には子育て世帯の負担軽減のための学校給食費無償化への期待の声も大きいことから、国の財政負担による学校給食費無償化の早期の実現を要望する。

(新) 9 公職選挙法等の改正について

以下のとおり、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化に資するとともに、現在の社会情勢等に即した選挙制度となるよう、公職選挙法等の改正を要望する。

- 1 各種選挙におけるインターネット投票の早期実現に向けた法改正等の検討を加速化すること。
- 2 公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を制限する規定を設けること。
- 3 時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速すること。
- 4 選挙におけるビラ頒布及び通常葉書の枚数について、国が法令等により地方公共団体の規模に応じて適切な枚数を基準として示したうえで、各地方公共団体が枚数を条例等において規定できるようにすること。
- 5 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の対象を拡大すること。

〔説 明〕

- 1 各種選挙執行においては地方公共団体職員や地域住民らが投開票事務に従事しているが、事務従事者や立会人などの人員確保も困難となりつつあり、今後ともこれまでどおりの事務執行体制が維持できるか危惧される状況にある。同時に、有権者にとっては、高齢化による移動の困難さや、人口減少等に伴う投票所の統廃合によって、投票機会も十分に確保されにくくなっていくことも予想される。こうした状況の中、国においては在外選挙におけるインターネット投票システムに関しての研究を進めていると承知しているが、こうした動きをさらに加速化させ、あらゆる選挙においてインターネット投票が早期に実現されるよう、法改正等の検討を加速することを要望する。
- 2 現行の公職選挙法では、期日前投票所の施設内や入口付近での選挙運動を制限する明文の規定がない。同法第164条の6において、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう規定されているが、明確な基準がなく努力規定に過ぎない。また、静穏保持については、期日前投票所の周辺については規定されていないため、選挙人の投票行動に影響を及ぼす恐れや公正な選挙に

支障を生じる恐れがある。公職選挙法第60条により、投票所における秩序・静穏保持に支障をきたす場合には当該選挙運動を制限することも可能と考えられているが、条文上「投票所」に限定されており、この規定により対応することは現実的ではない。期日前投票の制度が設けられてから20年を経過し、期日前投票の利用者の割合も年々増加していること、また、選挙当日は選挙運動が制限されていること、とのバランスに鑑み、公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を秩序・静穏保持の観点から制限する規定を設けることを要望する。

- 3 公職選挙法第170条第1項の規定により、選挙公報は各世帯に配布するものとされているが、これまで配布を担ってきた地域団体等や昨今の運送業界における人手不足等により、都市部であっても配布すること自体が困難な社会環境になりつつある。また、選挙ごとに期日前投票の利用者数が増加する中、期日前投票を利用する有権者に候補者の政見を速やかに伝える必要性が増しているほか、スマートフォンの世帯保有率が9割を超えるなど、デジタル化が著しく進展しており、社会情勢も大きく変化している。こうした状況を踏まえ、紙の選挙公報を全戸配布することに代えて、ホームページに選挙公報を掲載したうえで必要な補完措置を講じることとするなど、時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速するよう要望する。
- 4 公職選挙法第142条の規定により、政令指定都市の市長選挙におけるビラ頒布可能枚数は70,000枚、通常葉書は35,000枚、政令指定都市以外の市におけるビラ頒布可能枚数は16,000枚、通常葉書は8,000枚とされている。ビラや通常葉書は有権者が候補者の政策等を知るための重要な媒体の1つであるが、法律上は「政令指定都市以外の市」とひとくくりにされており、人口60万人を超える中核市や90万人を超える東京都特別区もある一方で、人口1万人に満たない市もあり、それらを一律に規定することは合理的ではない。よって、ビラ頒布可能枚数及び通常葉書の枚数に関しては、国が法令等により地方公共団体の規模に応じて適切な枚数を基準として示したうえで、各地方公共団体の条例等において枚数を規定できるようにするよう要望する。
- 5 政治資金規正法第32条の4及び租税特別措置法第41条の18の規定により、個人がした政治活動に関する寄附のうち、政党、政治資金団体、公職にある者の後援会、公職の候補者の後援会等に対してされた寄附については、租税優遇措置がとられるが、その公職の対象は、国会議員、都道府県議会議員、都道府県

知事又は政令指定都市の議会の議員若しくはその市長に限られている。これは、租税制度の基本的な考え方に沿ってその合理性、税務当局の処理能力等税務行政の適正な執行を勘案してこのように規定されたと理解するが、寄附を行う市民からすれば、このような線引きにより租税優遇措置の対象が限定されていることについては理解しがたいものがある。政令指定都市まで対象が拡大された昭和53年改正から概ね半世紀近い月日が経ち、ふるさと納税や公益社団法人等への寄附等様々な寄附について寄附金控除の制度が設けられたことや、地方公共団体への権限移譲及び税務行政のDX化による処理効率の向上等も鑑み、政令指定都市以外の市にもその対象を拡大するよう要望する。

